

第3章 計画の目標と事業展開

- 1 計画の基本理念と基本目標
- 2 事業計画

第3章 計画の目標と事業展開

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

高齢者のだれもが住み慣れた地域で
いつまでも心豊かに暮らすことができる
やさしさとおもいやりのまち 柳川

平成 28 年度策定の「第 2 次柳川市総合計画基本構想」（計画期間：平成 29～36 年度）は、「水と人とまちが輝く 柳川」をまちの将来像に掲げています。また、保健・福祉・医療分野のキャッチフレーズとして「健康寿命の延伸とだれもが安心して暮らせる福祉体制の充実」を掲げています。

中でも、高齢者福祉については、高齢者が地域社会の中で生き生きとした生活を送れるような仕組みづくりが必要となっており、そのためにシルバー人材センターのような生きがいづくりの機会の提供や、介護支援ボランティア、介護予防サポーターの養成など、介護予防や高齢者を支える地域の助け合いの仕組みを支援していくことが大切であるとしています。

そのためには、支える側、支えられる側という画一的な関係ではなく、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域の中で主体的に社会参加し、心身ともに健やかな生活を送っていただく必要があります。

本計画は、平成 26 年度に策定した第 4 次柳川市高齢者保健福祉計画を見直し、本計画の基本理念である「高齢者のだれもが住み慣れた地域でいつまでも心豊かに暮らすことができるやさしさとおもいやりのまち 柳川」を実現するため、市民の皆さんとともに高齢者保健福祉施策を推進します。

(2) 基本目標

本計画の基本理念である「高齢者のだれもが住み慣れた地域でいつまでも心豊かに暮らすことができるやさしさとおもいやりのまち 柳川」の実現を図るため、これまでの高齢者保健福祉計画の施策の方向性を継承・強化して次のような基本目標を設定しています。

① 高齢者のだれもが心身ともに健康に過ごすことができる

高齢者が明日への希望に満ちた高齢期をできる限り長く維持していくためには、高齢者一人ひとりが主体的に健康づくり、介護予防に取り組む必要があります。このため、高齢者が病気などから要介護（要支援）状態とならないよう、日常生活における基本的な生活習慣を身につけるとともに、病気などの早期発見・治療に結びつけるための保健分野の取り組みを積極的に推進します。また、高齢者が地域づくりの主体のひとりとして活躍できるような生きがいづくり・社会参加促進のための取り組みも進めます。

② 高齢者のだれもが住み慣れた地域で生活を継続できる

高齢者が住み慣れた地域、家庭でいつまでも安心して暮らすことができるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムを推進していくとともに、介護保険サービスおよびその他の福祉サービスの充実を図ります。

サービス提供にあたっては、利用者自らの意思で選択・決定できるよう、必要な情報を必要なだけ気軽に収集することができる体制を整備するとともに、心配ごとや医療・介護に対する相談体制の充実を図ります。また、サービスを提供する専門職などの資質の向上にも努めます。

③ 市民のだれもが高齢者をやさしく見守り、おもいやりの心で支援できる

高齢者の在宅生活を支えていくためには、行政や事業者が提供する公的サービスに加えて、隣近所をはじめとした身近な地域で行う見守りや助けあいといった取り組みが不可欠です。このため、やさしさとおもいやりに満ちた温かみのある支援を行うための仕組みづくりや、高齢者と地域がふれあう機会・場づくりについて、積極的に支援します。また、介護予防サポーターの育成を通じた市民主体の通いの場づくりを積極的に推進し、「元気な高齢者が支援を必要としている高齢者を支える」といった高齢者同士の支援活動も推進します。

■ 施策の体系 ■

基本理念

高齢者のだれもが住み慣れた地域で
いつまでも心豊かに暮らすことができる
やさしさとおもいやりのまち 柳川

基本目標

- ① 高齢者のだれもが心身ともに健康に過ごすことができる
- ② 高齢者のだれもが住み慣れた地域で生活を継続できる
- ③ 市民のだれもが高齢者をやさしく見守り、おもいやりの心で支援できる

事業計画

- 施策 1. 健康づくり・介護予防の推進
 - (1) 保健事業の推進
 - (2) 介護予防（地域支援事業）の推進
 - (3) 介護予防ポイント事業の推進
- 施策 2. 地域で見守り支え合う体制づくり～地域包括ケアシステムの推進～
 - (1) 地域包括支援センターの機能強化
 - (2) 在宅医療・介護連携の推進
 - (3) 認知症施策の推進
 - (4) 地域ケア会議の充実
 - (5) 介護予防・生活支援サービスの充実
 - (6) 高齢者等見守りネットワークの構築
- 施策 3. 認知症施策の推進
 - (1) 地域住民による認知症の理解や早期対応の促進
 - (2) 認知症地域支援推進員の活用および認知症初期集中支援チームの設置
 - (3) 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及促進
 - (4) 高齢者等徘徊 SOS ネットワークの充実
- 施策 4. 高齢者などの尊厳が尊重される体制づくり
 - (1) 虐待防止対策の充実
 - (2) 権利擁護の充実
- 施策 5. 在宅生活支援サービスの充実
 - (1) 在宅生活を支援するサービスの充実
 - (2) 福祉施設などの方向性
- 施策 6. 生きがいづくりと社会参加の促進
 - (1) 老人クラブ活動への支援
 - (2) 高齢者の就労支援
 - (3) 生涯学習の充実
 - (4) 運動・スポーツなどの交流に接する機会の充実
 - (5) 移動手段の確保
 - (6) ボランティア活動の促進
- 施策 7. 安心・安全なまちづくりの推進
 - (1) 人にやさしいまちづくりの推進
 - (2) 安心・安全な暮らしの向上
- 施策 8. 計画の進行管理

2 事業計画

施策 1. 健康づくり・介護予防の推進

これからの高齢社会に向けて、高齢者一人ひとりが健康づくり・介護予防に取り組むことにより、健康でいきいきとした生活を維持することができるよう積極的に支援します。

(1) 保健事業の推進

■現状

- 高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう支援していくことは極めて重要です。
- 高齢者の現状としては、長年の生活習慣による健康状態の悪化により、健康に不安を抱えて毎日を過ごしている方が多くいることも事実です。また、生活習慣病の悪化と合併症の発生、日常生活活動の低下によるロコモティブシンドローム（運動器症候群）から筋力低下に伴う転倒・骨折など、健康状態の悪化をきっかけに虚弱な状態や介護を要する状態に陥ることが予想されます。このため、普段の生活の中で人との交流や日常生活活動の低下を防止するための取り組みが必要であり、高齢者の健康レベルに合わせた保健事業を展開し、健康保持・増進と疾病の予防を推進していくことが重要です。
- 平成 27 年度より、65 歳・70 歳を対象とした介護予防健診による筋量測定・体力測定の実施と「見える化」に取り組んでいます。

■課題

- 特定健康診査と各種がん検診を同時に受診できる総合健診の実施や受診者への行政ポイントの贈与、子ども連れの方には託児所を設けるなど、受診しやすい環境づくりに取り組んでおり、その効果もあって、特定健康診査・各種がん検診の受診率は減少せず、微増もしくは横ばいの状況となっており、今後も受診率が向上するような取り組みが必要となっています。
- 高齢期の生活を充実したものとするためには、生きがいを持って生活することが大切です。このため、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、自らの健康状態や健康観に応じた自主的な健康づくり、趣味などの健康維持活動を積極的に取り組んでいけるよう支援することも必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 市民一人ひとりが壮年期から自分自身の健康状態を正しく理解し、疾病の早期発見と早期治療につながるよう、今後も高齢者の保健事業を推進します。

- 健康手帳については、平成 29 年度 4 月より厚生労働省のホームページからのダウンロードによる交付となりましたが、市民の利便性を考慮し、今後も引き続き集団健診の会場や窓口で交付し活用を促します。
- 特定健康診査や各種検診については、今後も市報やチラシ、ポスターなどの掲示、電話による受診勧奨など、周知・啓発の工夫を検討し受診率の向上に努めるとともに、各種事業などでの周知・啓発活動や市報などでの健康意識の啓発を行います。
- 生活習慣病の予防に向けて、特定保健指導と重症化予防対策に努めます。
- 健康教育については、多くの高齢者が参加できるよう、関係機関と連携を図り、地域住民自らが継続して健康づくりに取り組めるよう、周知活動を実施していきます。
- 特に、女性の要介護（要支援）認定の原因の上位を占める関節疾患や下肢筋力低下などの運動器疾患への早期予防対策を図るためにも、ロコモティブシンドロームの予防に向けた知識・方法の普及啓発を推進します。また、ロコモティブシンドロームを予防するために、65 歳・70 歳の節目の人を対象に健康教室（介護予防健診）を実施して筋量測定・体力測定を行い、年齢平均値との比較や 5 年ごとの経年評価を行うことにより高齢者の筋量・体力の「見える化」を推進します。また、地域巡回型の介護予防健診を実施し、気軽に自身の体力等の現状が知ることができる取組みを行います。

■事業概要■

事業名	事業概要	担当部署
健康手帳交付	厚生労働省のホームページからのダウンロードによる交付。 ただし、希望者には健診受診時や窓口で随時発行。	健康づくり課
特定健康診査	40～74 歳の国保被保険者を対象に、6 月～12 月の期間で、各医療機関での施設健診に加え、水の郷などで集団健診を実施する（3 月に施設健診を追加実施）。	健康づくり課
特定保健指導	特定健康診査の結果により、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群と判定された方を対象に、保健師・管理栄養士が特定保健指導（積極的支援や動機付け支援）を行う。	健康づくり課
肝炎ウイルス 検診	原則、C 型+B 型を基本とし、特定健康診査と同時受診とする。受診料は無料。	健康づくり課

がん検診	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がんの検診を実施。市内の保健センター、コミュニティセンターなどを巡回しての集団検診、医療機関での個別検診など、検診によって方法を変えて実施する。	健康づくり課
健康教育	介護が必要でない高齢者の健康維持・増進を図るため、地域に出向き、健康相談や健康教室等を実施する。筋力低下予防や認知症予防を目的としたメニューを実施し、高齢者の多様化するニーズに対応できるよう、保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などを講師に取り入れ実施する。	健康づくり課
健康相談	市役所にて月に1回実施。時間を要したり、プライバシー確保が必要な相談は個別に対応する。また、血圧測定や検尿、栄養指導など保健師、栄養士、臨床検査技師などが随時、相談に応じる。	健康づくり課
健康教室	65歳・70歳の人を対象に健康教室（介護予防健診）を実施して筋量測定・体力測定を行う。	福祉課

■事業の目標値■

	実績値		見込み	目標値		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
健康手帳交付者数（人）	2,992	2,848	1,500	1,000	1,000	1,000
特定健康診査受診率（％）	40.0	39.7	41.0	42.0	46.0	50.0
特定保健指導実施率（％）	40.0	46.6	47.0	48.5	51.0	53.0
肝炎ウイルス検診受診者数（人）	372	211	250	260	270	280
胃がん検診受診率（％）	3.3	3.3	3.4	3.7	3.8	3.9
肺がん検診受診率（％）	4.1	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7
大腸がん検診受診率（％）	5.8	5.7	5.8	5.9	6.0	6.1
子宮頸がん検診受診率（％）	22.0	20.2	21.0	22.0	22.5	23.0
乳がん検診受診率（％）	15.8	13.4	14.0	15.0	15.5	16.0
前立腺がん検診受診者数（人）	408	389	427	450	450	450
健康教育参加者数（人）	1,623	1,335	1,400	1,420	1,440	1,460
健康相談参加者数（人）	266	253	260	270	270	270
健康教室（介護予防健診）参加者数（人）	702	541	630	750	800	850

(2) 介護予防（地域支援事業）の推進

■現状

- 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、全ての高齢者に対して介護予防の普及啓発を行う「一般介護予防事業」と要支援者、基本チェックリスト該当者に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」から構成されます。
- 「一般介護予防事業」については、従来的一次予防・二次予防という考え方はなくなり、全ての高齢者を対象として地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開を図ることになります。また、新たに地域リハビリテーション活動支援事業が加わり、地域における介護予防の取り組みの強化に向けて、リハビリテーションの専門職などの関与が求められています。

■課題

- 本市では、要介護状態に陥りやすい後期高齢者（75歳以上）が既に高齢者の半数を超え、さらに増え続けることが見込まれるため、最重点施策として介護予防事業の充実を図っていくことが必要となっています。
- 平成29年4月より要支援認定者の訪問介護、通所介護は、「介護保険の介護予防給付サービス」から「介護予防・生活支援サービス事業」へ移行しており、多様な生活支援ニーズに対応するために、市が中心となって従来相当のサービスに加え、住民主体による支援なども含めた多様なサービスを創設し、円滑に移行していく必要がありますが、現行相当サービスのほか、緩和型訪問サービスA、短期集中型通所サービスCのみの提供にとどまっており、要支援者の生活支援ニーズに十分対応できるサービスを構築し、より円滑に移行させていく必要があります。
- その上で、総合事業を推進するにあたり、多様な通いの場づくりを支える担い手の育成や組織化、住民主体の通いの場づくりに向けた体制整備が課題となっています。
- また、地域包括支援センターにおいて、「介護予防・生活支援サービス事業」対象者の自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントが重要となってきます。

■平成30年度～平成32年度の取り組み方針

- 地域全体で高齢者が自立した生活を支援していくための「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を円滑に実施するための体制整備などに取り組み、介護サービス事業所、シルバー人材センター、NPO、民間事業所など市内の社会資源を最大限に活用し、効果的・効率的かつ持続可能な体制を構築します。
- 65歳・70歳の節目に健康教室を実施する中で、介護予防サポーター養成講座の参加呼びかけを行い、住民主体の多様な通いの場づくりの担い手となる介護予防サポーターの育成・組

織化を行います。

- 総合事業メニューについては、地域におけるサービス供給量に差が生じることがないように計画的・総合的な事業展開を図るとともに、より地域の実情や高齢者のニーズに沿ったサービス提供ができるよう、住民主体の通いの場づくりや生活支援サービスの創出など、多様な事業形態の整備に取り組みます。
- 要支援者の総合事業への円滑な移行に向け、介護予防ケアマネジメントの充実と受け皿となるサービスの創設を推進します。

国が示すサービス類型（訪問型）

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。□

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準		多様なサービス			
現行の訪問介護相当		②訪問型サービスA	③訪問型サービスB	④訪問型サービスC	⑤訪問型サービスD
サービス種別	①訪問介護	(緩和した基準によるサービス)	(住民主体による支援)	(短期集中予防サービス)	(移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	ビスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある 症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う		訪問型サービスB に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員（訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	

国が示すサービス類型（通所型）

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。□

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準		多様なサービス		
サービス種別	現行の通所介護相当	②通所型サービスA <small>(緩和した基準によるサービス)</small>	③通所型サービスB <small>(住民主体による支援)</small>	④通所型サービスC <small>(短期集中予防サービス)</small>
サービス内容	①通所介護 通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス、運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者（例）	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）

■事業の目標値■

(箇所数)

	実績値		見込み	目標値		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
介護予防拠点 (元気が出る学校)	1	2	1	1	1	1
住民主体ミニデイサービス	0	0	0	2	4	6
地域サロン (地域デイサービス)	11	13	16	18	20	22
地域サロン (自主グループ)	1	1	1	2	3	4

(3) 介護予防ポイント事業の推進

■現状

- 平成 27 年度より事業を開始し、100 名程度が登録をしており、登録者は、市の介護予防教室や介護サービス事業所などでのボランティアに従事しています。
- ボランティア従事先までの移動手段の問題や受け入れの施設等の確保が十分とはいえないため、登録者全員のニーズに対応できていません。

■課題

- 登録者が介護予防教室での運営補助や介護サービス事業所でのボランティアを行った場合にポイントを付与し、貯まったポイント数に応じて奨励金を交付する制度で、ポイントを貯めることを楽しみながら介護予防ポイント活動を行い、自らの介護予防や社会参加、地域づくりに取り組めるよう、多様な活動の場の提供を図る必要があります。
- 総合事業における「住民主体の通いの場」創設にかかる担い手の要として支援、育成していくことが必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 高齢者がボランティア活動（介護予防ポイント活動）を通じて地域貢献を図るとともに、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、それぞれが可能な範囲で地域社会の支え手として活躍できるいきいきとした地域社会づくりを推進します。
- ボランティア受け入れ先の拡充と登録者を活用した住民主体型の地域サロンなどの創設に取り組めます。

■事業の目標値■

(人)

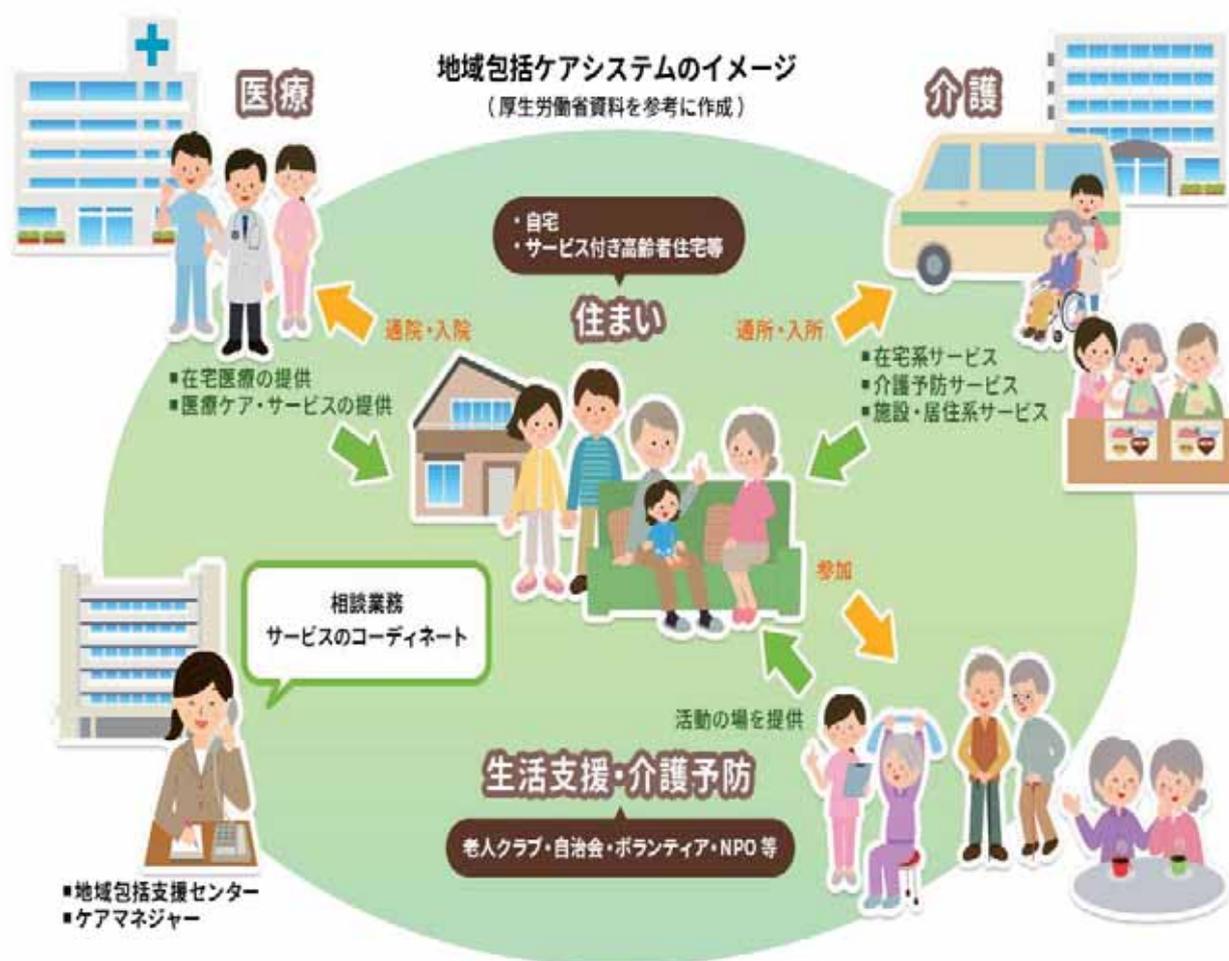
	実績値		見込み	目標値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
介護予防サポーター 養成講座受講者数	46	17	45	45	50	55
介護予防サポーター 登録者数（※累計）	80	86	110	132	157	185

施策 2. 地域で見守り支え合う体制づくり～地域包括ケアシステムの推進～

国は、団塊の世代の人たちが 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）に向け、「医療」、
「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の 5 つのサービスを一体的に提供して、支援が必
要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの推進を図って
います。

そのため、本計画の推進にあたっては、人口減少局面に対応した独自の考え方にに基づき、本
市のこれまでの地域保健福祉施策を発展させ、庁内横断的な連携・協力のもと、地域住民や多
様な社会資源と協働して地域課題の把握・解決を図る仕組みを整備し、自立支援や支え合い
づくりをより一層促進します。

また、事業者などと連携して医療・介護・予防などの地域包括ケアシステムの基盤整備を推
進し、支援が必要な方を身近な地域で支える地域包括ケアシステムを推進します。



資料：平成 25 年 3 月 地域包括ケア研究会報告書（厚生労働省ホームページ）参考

(1) 地域包括支援センターの機能強化

■現状

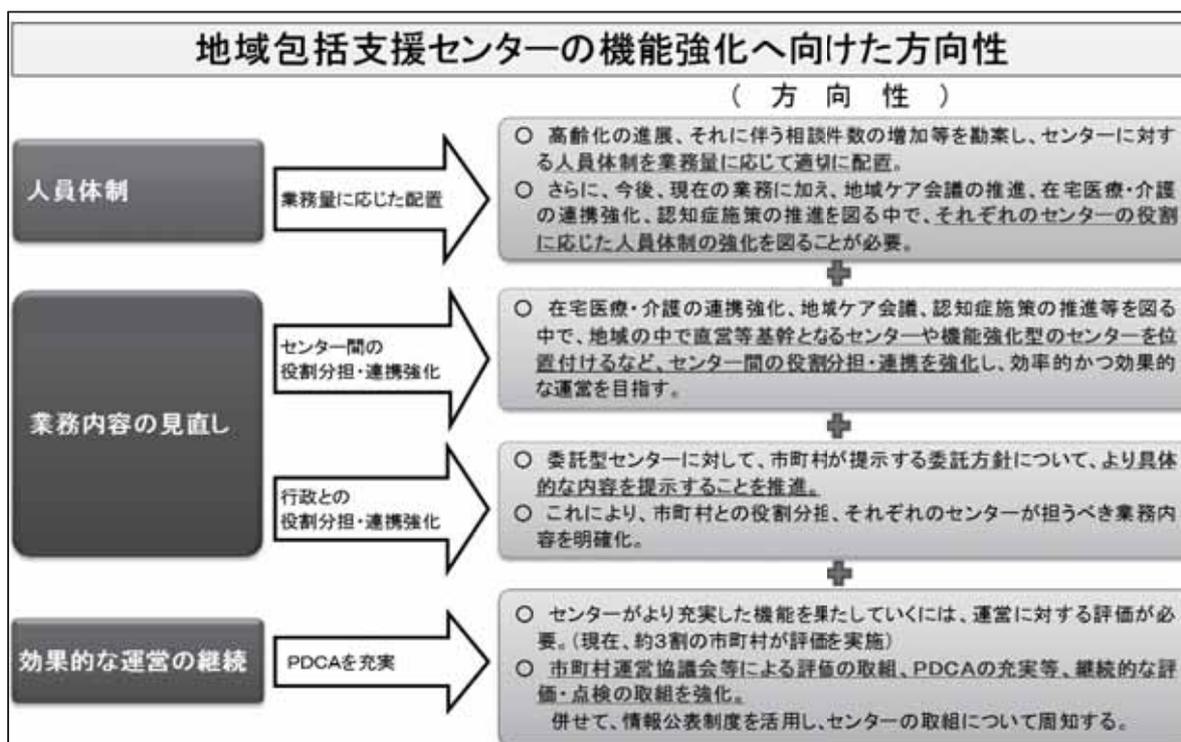
○福岡県介護保険広域連合内に設置されていた運営協議会を平成 27 年度から柳川市地域包括支援センターに設置し、各業務についての報告・協議を実施しています。

■課題

○増加する権利擁護業務に対応する社会福祉士を増員することによるセンター運営機能の強化を継続して図っていくことが必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

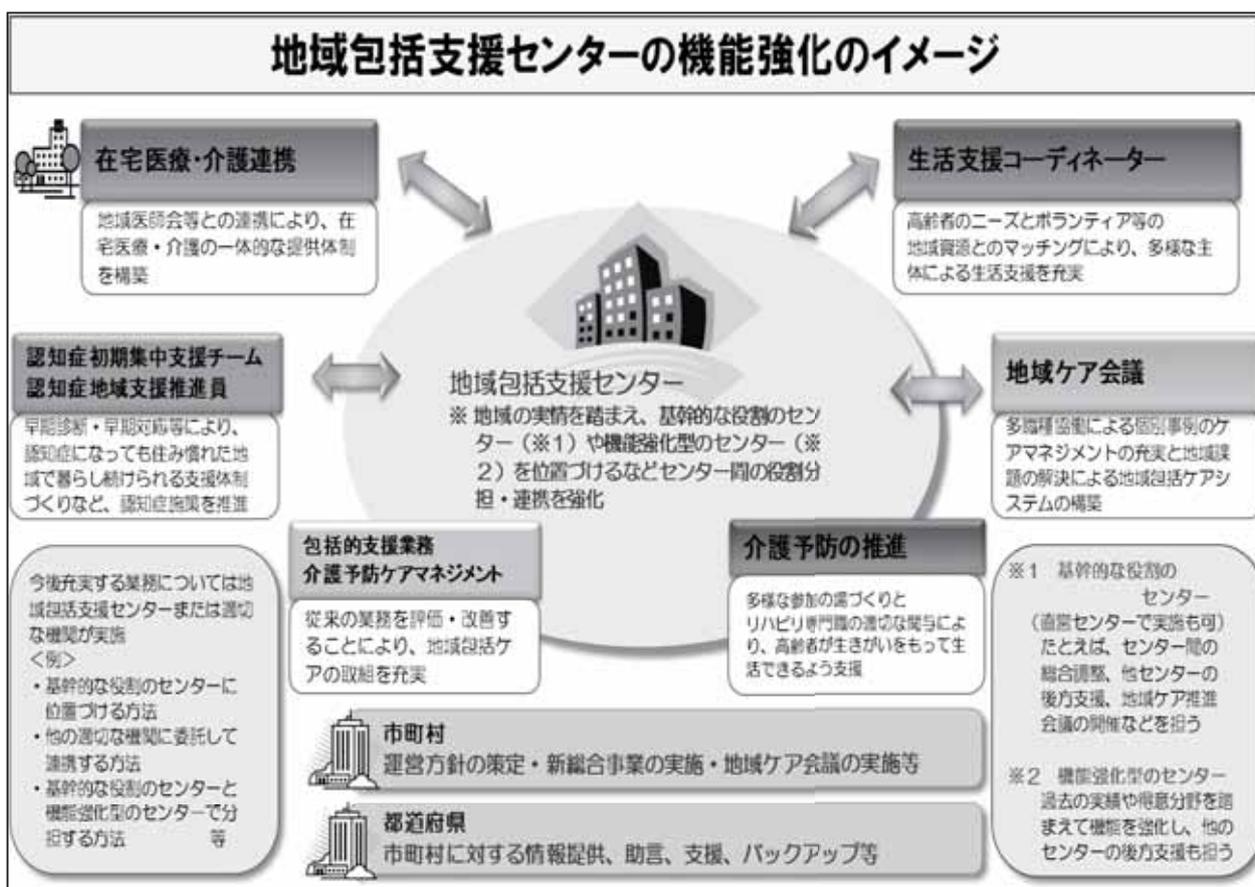
○地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要となっています。本市においても、国が示した地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性に沿って、人員体制の強化、業務内容の見直し、効率的な運営の継続を図ります。



資料：地域包括支援センターの機能強化等について（厚生労働省ホームページ）

○平成 27 年度以降、新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が包括的支援事業に位置付けられたため、本市においても地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

- 総合的な相談支援の充実を図るため、関係機関や関係部署などと連携し、連絡会や研修会などを実施します。
- 民生委員児童委員と介護事業者が共に地域ケア会議のあり方を理解し、共有できるよう支援します。
- 地域ケア会議をタイムリーに開催するとともに、個別の地域ケア会議から地域課題の掘り起しを行う地域ケア会議まで、多層的な地域ケア会議の開催に努めます。
- 地域包括支援センター職員の資質の向上を図るとともに、法律関係などの専門機関との連携を深め、助言などを受けやすくします。
- 民生委員児童委員などの地域の関係者との連携を強化するとともに、県との情報交換を密にします。
- 平成 30 年度から新たにに取り組む事業の本格実施に伴う事業を実施するため、体制づくりや人材の確保、各事業の連携と体系化を進めます。



資料：地域包括支援センターの機能強化等について（厚生労働省ホームページ）

(2) 在宅医療・介護連携の推進

■現状

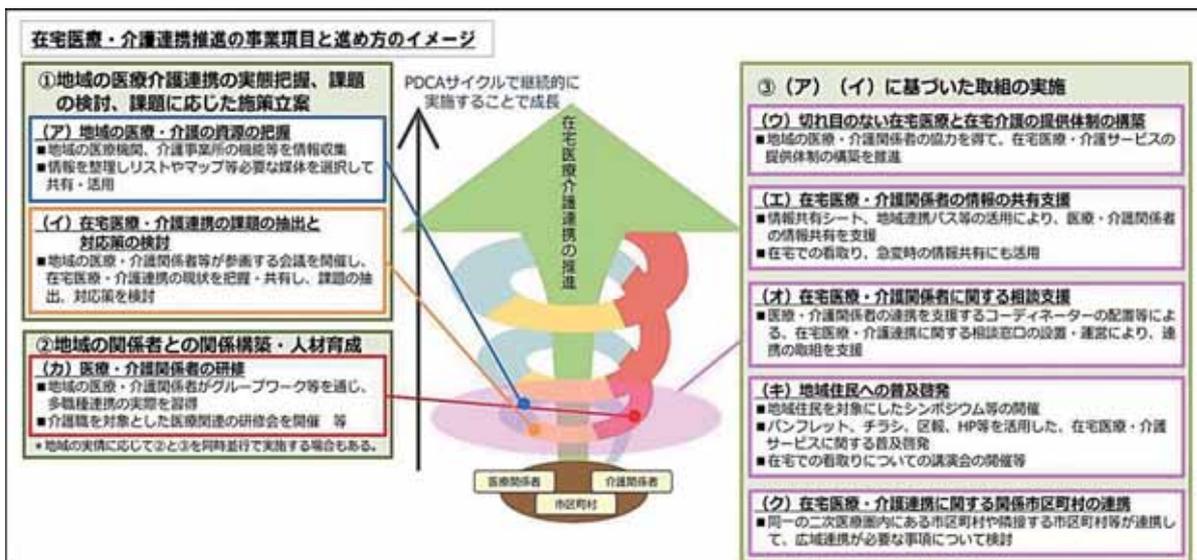
- 各団体との連携や顔の見える関係づくりのため、各市郡医師会で開催される会議や多職種研修や講演会などに事業を推進する立場として参加しています。
- 地元医師会が実施している在宅当番医制の定着を図り、管内の日祭日の救急患者への医療体制の整備を図っています。
- 広域における輪番制による初期救急施設からの転送患者の受入体制を整備するため、休日および夜間の医療従事者および救急医療の専門病床の確保を支援しています。

■課題

- 医療ニーズを併せ持つ高齢者が地域で生活をしていくためには、退院支援、日常の療養支援、急変時などのさまざまな局面において、医療・介護の関係機関が連携して、サービスが切れ目なく適切に提供されることが必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 医療と介護をはじめとした多職種間の連携を推進し、医療機関などと介護事業者が情報の共有を図り、多職種協働による 24 時間 365 日体制の在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりに向け段階的に取り組みます。
- 切れ目のないサービスを提供するため、課題の協議や住民への周知とともに、多職種連携を円滑に行うための関係機関との協力関係づくりを進め、市独自で実施できる体制づくりを進めます。
- 救急医療体制を継続するため、医師会と連携して体制づくりを進めます。



資料：在宅医療・介護連携推進事業手引き（厚生労働省ホームページ）

- 保健・医療・福祉・介護などに従事する多職種が日常的に連携できる仕組みを構築し、状態が変化しても適切なサービスが提供できるよう支援します。
- 医療・介護に関わる専門職、多職種の研修を開催し、資質向上を図ります。
- 今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、福祉・介護従事者に対する研修会を開催し、福祉や介護の人材育成を図ります。

(3) 認知症施策の推進

■現状

- 平成 26 年度より地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談対応などを実施しています。
- キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の協力による、一般向けおよび全小学校の5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しています。
- 有志者や介護サービス事業所が実施する認知症カフェに対する補助の実施（平成 28 年度 2 か所新設、平成 29 年度 2 か所継続、3 か所新設）しています。
- 認知症初期集中支援チームの平成 30 年度立ち上げに向けた準備を進めています。

■課題

- 認知症に関する相談対応、認知症サポーター養成講座、認知症カフェに対する補助、認知症初期集中支援チームの立ち上げに向けた準備などを継続して進めることが必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 高齢化の進展に伴い、本市においても認知症高齢者は大幅に増加していくことが予想されます。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護が連携した体制の構築の推進を図ります。
- また、認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応に向けた取り組みの強化や、認知症地域支援推進員による相談対応、認知症サポーターの養成および活動の活性化を図り、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現に取り組みます。**（施策 3 に再掲）**
- 認知症高齢者やその家族が地域との交流を重ねながら安心して暮らせる土台づくりとして交流の場（認知症カフェ）を拡充および定着させることに努めます。
- 市民への認知症の理解を深めてもらうため、啓発に努めます。

(4) 地域ケア会議の充実

■現状

- 地域包括ケアシステムの推進には、高齢者の実態を把握し、そこから地域課題を抽出し解決していく地域ケア会議が重要となってきます。
- 地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、個別ケースの課題分析などを通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すものとなります。
- 社会福祉協議会・在宅介護支援センター・市・県・警察・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所などのメンバーで年3回の地域ケア会議を実施しています。

■課題

- 現行の地域ケア会議では各機関の事業報告や事例報告などが主で、地域ケア会議の5つの機能（個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク形成機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能）を網羅する機能まで至っていないため、機能実施に向けて現行会議の再構成の検討が必要となっています。

■平成30年度～平成32年度の取り組み方針

- 自立支援型の地域ケア会議を新たに立ち上げるか、または既存の各会議に5つの機能を位置づけるかを検討します。

■各会議の位置づけ■

会議名	内容	参集者	個別課題解決機能	ネットワーク構築機能	地域課題発見機能	地域づくり・資源開発機能	政策形成機能
地域ケア会議（個別ケース・地域課題）	利用者支援	当事者・地域住民・関係機関など	対象者が抱える課題	フォーマルとインフォーマルの連携	困難ケースの蓄積	自助・互助を育む	サービス基盤整備の事業化・施策化
主任ケアマネジャー連絡協議会	ケアマネジャー支援	主任ケアマネジャー	・ケアマネジャーが抱える課題 ・ケース検討	主任ケアマネジャーとケアマネジャーの関係づくり	困難ケースの蓄積	主任ケアマネジャーに相談できる体制づくり	市への提案
ケアマネジャー連絡会	ケアマネジャー勉強会	市内事業所のケアマネジャー	ケアマネジャーが抱える課題 ケース検討	サービス勉強会			
多職種連携会議	介護・医療の連携に関する仕組みづくり	医療・介護専門職・行政職		介護・医療のネットワーク	各会議内容提出		

(5) 介護予防・生活支援サービスの充実

■現状

- ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者世帯など、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、生活支援の必要性が高まってきています。しかし、心身の機能低下があっても自分のニーズに応じた生活支援サービスや通いの場などがあれば、介護保険サービスを利用しなくても住み慣れた地域で生活を継続できる人が多くおられます。
- 地域資源の活用が十分でなく、地域の実情に沿ったサービス提供は十分とは言えません。そのため、地域の実情に沿った民間企業やNPO、地域住民などの活力を活用したきめ細かなサービスの創設に向け、生活支援コーディネーターを平成28年度に配置しました。

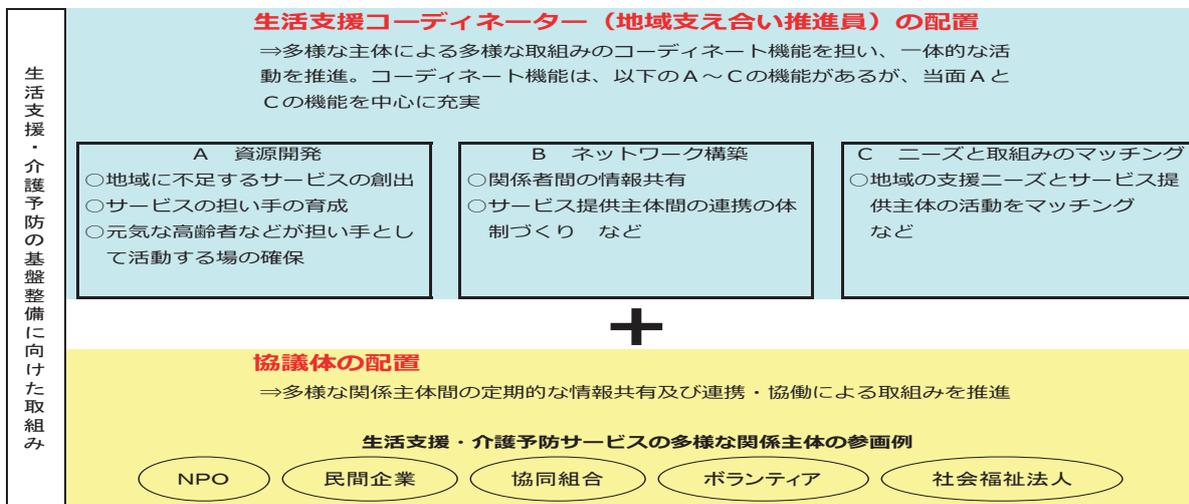
■課題

- 今後は、支え合う体制づくりとして市民を巻き込んだ「協議体」設置が必要となっています。

■平成30年度～平成32年度の取り組み方針

- 介護予防・生活支援サービスの基盤整備にあたって、支援などが必要な高齢者のさまざまな状態に対応できるよう、市が中心となって民間企業やNPO、地域住民などの活力を活用したきめ細かな介護予防や生活支援サービスの提供体制の構築を図るため、多様な関係主体間の定期的な情報共有および連携・協働による取り組みを推進する協議体を設置し、地域で支え合う体制づくりを推進します。
- 協議体は、地域の実情を勘案しながら日常生活圏域を設定し、設置に努めます。
- 社会福祉協議会等と連携し、地域で支え合う体制づくりのため、協議体の設置や今後の地域での支え合いを進めるため、市民への啓発を行います。

生活支援・介護予防の整備体制における
コーディネーター・協議体の役割



資料：厚生労働省ホームページ

(6) 高齢者等見守りネットワークの構築

■現状

- 現在、ひとり暮らしの高齢者などの見守りについては、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）、行政区長、民生委員児童委員、老人クラブなどにより行われています。しかし、これらの見守りの多くは、それぞれの団体の独自性に任せ、十分な連携が図れていない状況にあります。
- 「見守りネットふくおか」の取り組みとして、家庭を訪ねる機会が多い事業者と協定を結び、ひとり暮らし高齢者などの異変に気付いた時に市へ通報をしてもらう体制をとっています。

■課題

- 市社会福祉協議会の中で、市内 19 小学校区にそれぞれで組織され、地域の実情にも詳しい地区社会福祉協議会において、各団体と連携を取りながら、見守りの充実を図ることが必要となっています。

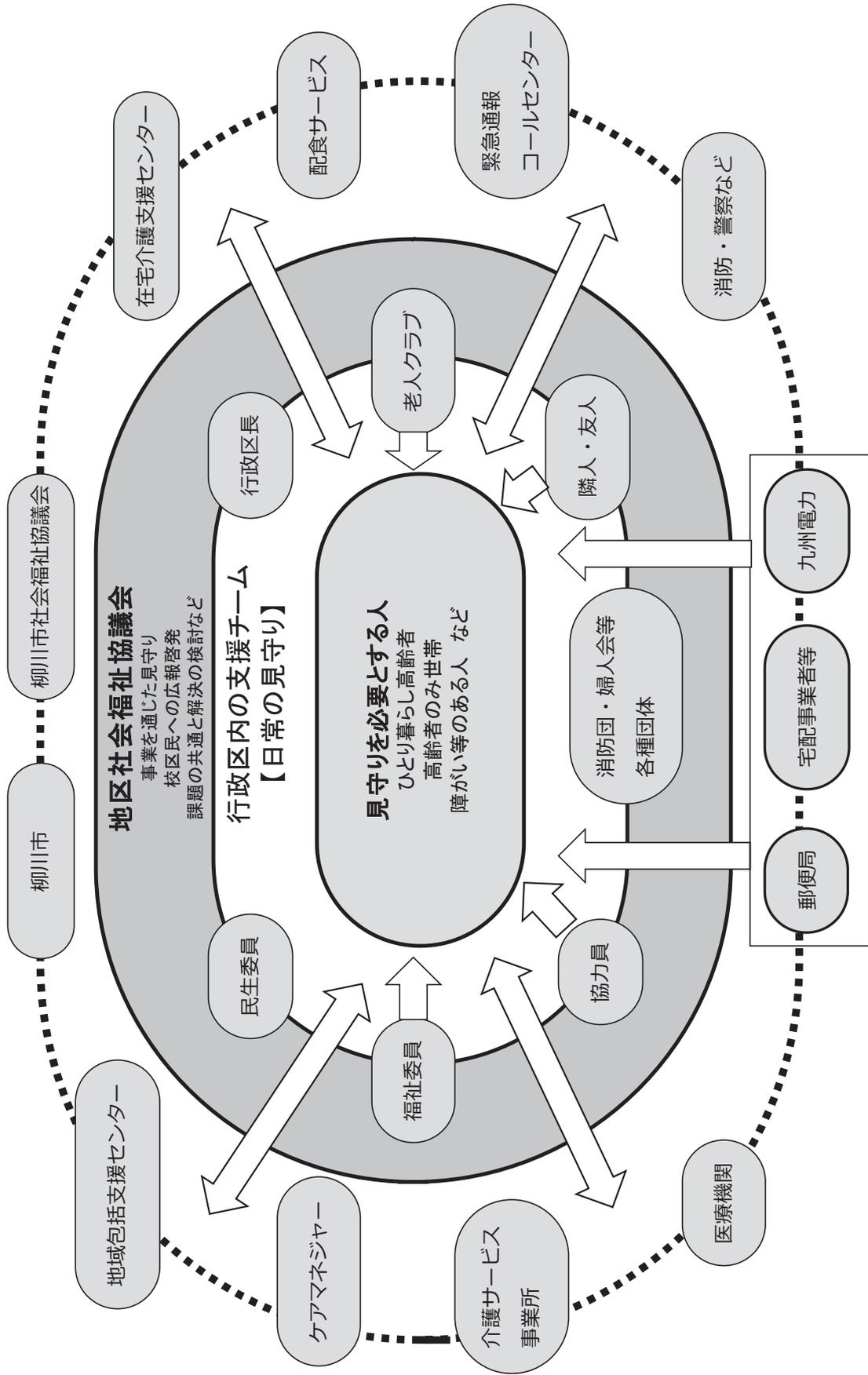
■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地区内の要援護者支援に取り組む地区社会福祉協議会と連携し、行政区長、民生委員児童委員、老人クラブなど、地域住民を主体とした日常的な見守り体制づくりに取り組みます。
- 市社会福祉協議会や地域包括支援センターなど、保健・医療・福祉の関係機関と連携しネットワークの整備を図るとともに、市が協定を結んだ見守り事業者の拡大を図るなど、高齢者の見守りに関わる関係者間の連携による重層的なネットワークづくりを推進します。

■見守りネットふくおか通報件数■

	実績値		見込み
	H27 年度	H28 年度	H29 年度
通報件数	1 件	0 件	0 件
うち問題なし	0 件	0 件	0 件

ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク



資料：柳川市作成

施策 3. 認知症施策の推進

(1) 地域住民による認知症の理解や早期対応の促進

■現状

○認知症への理解を目的として、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の協力による、一般向けおよび全小学校の5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しています。

■課題

○認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のサポート、地域住民の認知症への理解と協力が必要です。

○認知症サポーターの養成目標値はクリアしていますが、より認知症への理解を住民へ周知していく上で、継続していくことが必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

○より幅広い世代に認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく支えてもらうために、今後も認知症サポーター養成講座を開催します。また、定期的に認知症キャラバン・メイト連絡会議を開催し、情報を共有し合うことで、認知症サポーターの養成講座の充実を図ります。

○キャラバン・メイト登録数が減少傾向にあるため、新規キャラバン・メイトの育成を図ります。

■事業の目標値■

	実績値		見込み	目標値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
認知症サポーター延べ人数（人）※累計	5,180	6,111	7,000	8,000	9,000	10,000
認知症キャラバン・メイト延べ人数（人）	42	37	34	36	38	40

(2) 認知症地域支援推進員の活用および認知症初期集中支援チームの設置

■現状

- 平成 26 年度より地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談対応などを実施しています。
- 認知症初期集中支援チームの平成 30 年度立ち上げに向けた準備を進めています。

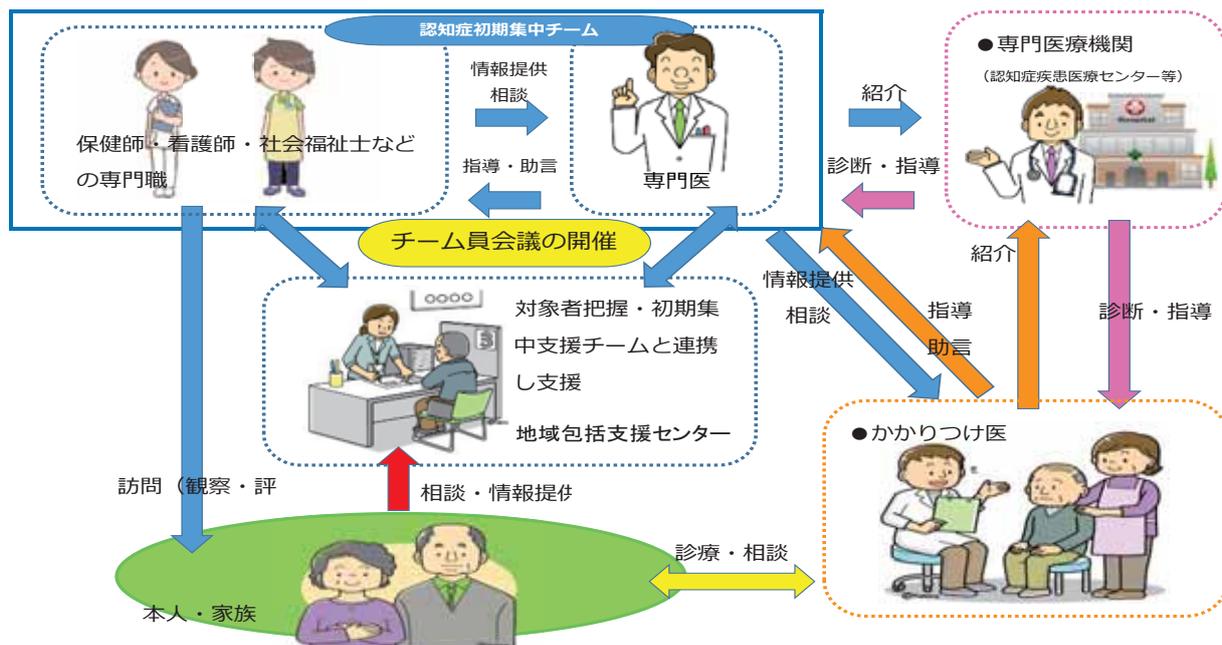
■課題

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することが必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 平成 30 年度に認知症初期集中支援チームを開設し、初期の段階での認知症高齢者への支援を強化します。
- 認知症初期集中支援チームにおいては、チームの専門医とかかりつけ医とのタイムリーに情報共有できる体制について検討し、事業の円滑な実施体制づくりを進めます。
- また、すでに地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心として、認知症の人とその家族の支援の充実を図るとともに、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐネットワークづくりを推進し、認知症対策における地域連携の中心的な役割を担うための体制を強化します。

■ 認知症初期集中支援チームのイメージ ■



資料：地域包括ケアシステムと認知症施策（厚生労働省ホームページ）を参考に柳川市作成

(3) 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及促進

■現状

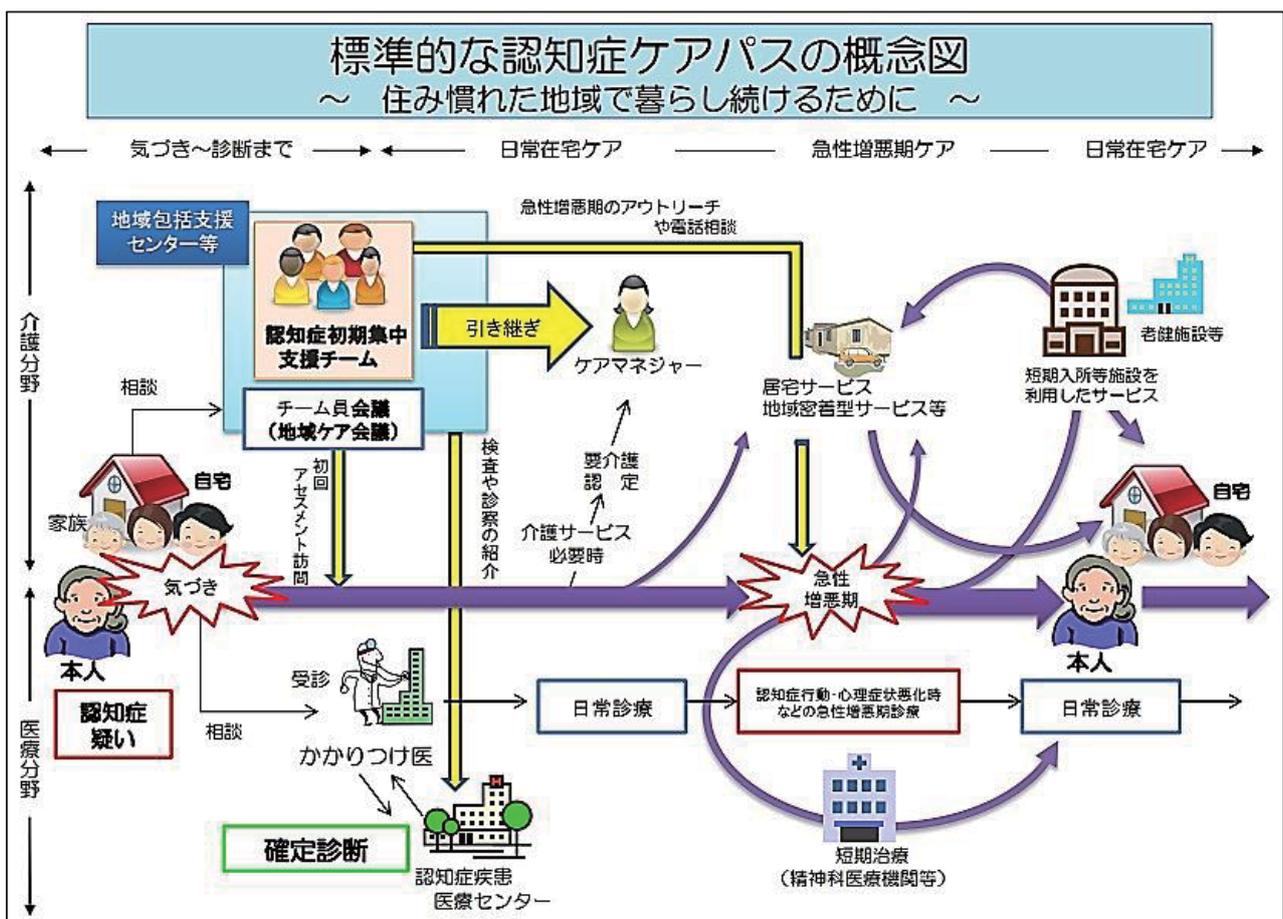
○認知症の本人やその家族の不安を少しでも軽くできるように、認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用できるのかをとりまとめた認知症ガイドブックを作成し、認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために認知症の人と家族及び地域・医療・介護が目標を共有し、それを達成するための連携仕組み作りを行っています。

■課題

○認知症の人やその家族への認知症ガイドブックの普及が必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

○認知症の方の心身の状態に応じた適切な医療、介護サービスの提供の流れを示す認知症ガイドブックを認知症の方もしくは家族の方へ、受けられる医療・介護サービスの情報を提供します。また、地域包括支援センターなどを通じて認知症ガイドブックの普及に努めます。



資料：認知症ケアパス作成のための手引き（案）（厚生労働省ホームページ）

(4) 高齢者等徘徊 SOS ネットワークの充実

■現状

- 高齢化社会の進展とともに、「認知症」は深刻な社会問題となっています。本市でも、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加など社会環境の変化により、認知症による徘徊行動などで、高齢者が行方不明になる事案が発生しています。
- このため、平成 24 年 3 月により多くの団体や人と情報を共有することで、徘徊による行方不明者の早期発見と保護につなげることを目的に、柳川市高齢者等徘徊 SOS ネットワークを構築しています。現在までに 97 団体が登録しており、徘徊による行方不明者が出た場合に情報を提供し、早期発見・保護につなげる体制を確立しています。年 1 回ネットワーク連絡会議を開催し、ネットワークの連携強化を図っています。また、筑後地区の 12 自治体でネットワーク協定を締結し、広域による協力体制も確立しています。
- 実際に徘徊不明者の知らせが警察より市へ情報提供があった際には、登録団体へメール、FAX を活用して徘徊不明者の検索に支援を頂いています。また、防災メールシステム等を活用した配信も行っています。

■課題

- 今後は、平常時より地域住民による認知症のある方を見守っていく、また、それらしき方を見かけた時には優しく声掛けを行い、保護することも重要となってくるため、「徘徊模擬訓練」の実施に取り組むことが必要となっています。(平成 27 年度 1 校区、平成 28 年度 2 校区、平成 29 年度 3 校区で実施しています。)

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- ネットワーク登録の新規団体を勧誘するとともに、相互の連帯を強化し、徘徊高齢者保護のための情報の一元化を図り、速やかな保護と適切な対応を行うためのネットワークの充実を図ります。
- 地域で認知症高齢者を見守ることの重要性を啓発し、地域住民が主体的に徘徊高齢者搜索の模擬訓練を実施できるよう支援をし、将来的には徘徊模擬訓練を全 19 校区で実施できるよう、地区社協などへ訓練の必要性を働きかけます。
- 防災メール登録を啓発します。

■柳川市高齢者等徘徊 SOS ネットワーク登録団体数および利用件数■

	実績値		見込み	目標値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
登録団体数(団体)	80	97	97	100	110	120
利用件数(件)	4	9	5	10	10	10

施策 4. 高齢者などの尊厳が尊重される体制づくり

(1) 虐待防止対策の充実

■現状

- 平成 18 年から高齢者虐待防止法が施行され、高齢者に対する虐待の防止および虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および虐待者に対する適切な支援についての市町村の責務が明確にされています。
- 高齢者虐待は、さまざまな要因が重なり合って発生するため、表面上の行為のみにとらわれず、その背景にあるさまざまな要因を探り、状況を正確に把握することが大切になっています。
- 地域包括支援センターを虐待の相談機関として周知を行うことにより、住民や民生委員児童委員からの相談が増加しています。
- 初期対応を行う在宅介護支援センターを地域包括支援センターのサテライト的機能で配置していますが、あくまで調査権限などは地域包括支援センターとなるため、虐待相談が増えれば地域包括支援センター 1 箇所では対応できなくなる可能性があります。

■課題

- 地域包括支援センターが虐待相談機関の窓口としての周知が、まだ市民へ十分に行き届いているとは言えない状況です。また、在宅介護支援センター、地域包括支援センターに来所する場合、高齢者にとっては、車での移動が必要で、公共機関を使っても時間がかかることが課題となっています。
- 高齢者だけに限らず、障がい者や女性、子どもなど全ての人権はあらゆる場面で最大限に尊重されるべきものであると考えています。市民はこのことをしっかりと自覚し、人権に関する正しい知識を身につけて行動することが求められますので、いかに啓発を行っていくのが課題となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 高齢者虐待に関しては、地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、発生源予防・早期発見の第一歩となることから、特定の人や家庭において発生するものではなく、だれにでも、どこの家庭にでも起こりうる身近な問題であるものと捉え、地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、介護保険施設、サービス提供事業者への高齢者虐待防止法の周知徹底を図ります。

- さらには、虐待の相談があった時に的確かつ迅速な対応ができるよう体制を整備するとともに、虐待の相談増加に対応して、地域包括支援センターの機能充実を図ります。
- 地域包括支援センターが高齢者や家族、地域における高齢者虐待に関する身近な総合相談窓口であることの周知を広く行い、同センターが有効に活用されるよう、民生委員児童委員、行政区長など、地域の関係者との連携を図ります。

(2) 権利擁護の充実

■現状

- 認知症高齢者をはじめとした、支援を必要とする方の中には、身体・知的能力などの低下や虐待などによって自分の権利を十分に主張できない、または、的確な意思表示ができないために必要な支援を受けられないなど不利益を被る恐れがあり、人権侵害や虐待の被害者にもなりかねません。
- 現在、判断能力が十分ではない人の権利を守る「権利擁護」の取り組みは、地域包括支援センターの事業のひとつとして、周知・普及を行っています。
- これまで、地域包括支援センターを中心に地域住民、民生委員児童委員、医療機関、介護サービス事業所と連携し、問題のあるケースの早期発見・早期対応に努めています。
- 「権利擁護」の取り組みのひとつとして、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の紹介・支援を行い、社会福祉協議会との連携強化に努めています。
- 虐待ケースでは、市長申し立てによる「成年後見」を行っています。

■課題

- 判断能力が低下した人たちが、契約、相続、売買などの法律問題に出会ったときに、不利益のないように保護し、支援する「成年後見制度」の周知に今後も取り組むことが必要となっています。
- 成年後見制度の周知は、民生委員児童委員定例会や包括だよりを通じて、広く行っていますが継続的に続けていくことが必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 権利擁護に関わるパンフレットの配布や講座の開催など、高齢者の権利擁護に関する法制度などの普及啓発や相談対応を行い、権利擁護に関する事業の利用促進に努めます。
- 社会福祉協議会などの関係団体とも連携を強化し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの広報・普及を図り、判断能力が不十分な認知症高齢者などの権利擁護を実施します。
- 成年後見制度については、認知症高齢者などの権利擁護、虐待の発生防止・早期発見を図る上で、重要な制度です。市長申し立てによる支援も含め、積極的な取り組みを推進します。
- 認知症や高齢者の虐待ケースの相談数の増加に伴い、成年後見制度の支援を行うケースが増加しており、制度の周知を高めることで、関係機関からの情報提供と早期の介入支援が行われる体制づくりを進めます。

施策 5. 在宅生活支援サービスの充実

高齢者の多くが、長年住み慣れた地域で生活を継続することを望んでいます。このため、要介護（要支援）状態となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の心身の状況や生活状況、さらにその家族の状態に合わせたサービスを提供します。

（1）在宅生活を支援するサービスの充実

■現況

○高齢者の自立した在宅生活を支えるため、要介護認定で「自立」と判定された方や在宅で寝たきり高齢者を介護している方などを対象に介護保険サービス以外にも閉じこもりの防止、栄養の改善、住宅改修支援など、本市独自のさまざまな在宅福祉サービスを実施しています。特に、核家族化などの家庭環境の変化に伴い、増加しているひとり暮らし高齢者世帯などに対しては、本人の自立や介護者の負担軽減などを図り、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、介護予防、生活支援を重視したサービスを提供しています。

■課題

- サービスの利用状況をみると、高齢者のいる世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増えているにもかかわらず、利用者数や利用件数がそれほど増えていないことから、在宅福祉サービスをきめ細かく周知することが必要となっています。
- 関係団体などを通じ、サービスの浸透に努めており、引き続き、あらゆる機会において啓発に努めることが必要となっています。
- 公的サービス以外でも民間などが提供しているサービスを把握し、情報を提供していくこともこれからは必要となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 在宅福祉サービスの内容については、市報および高齢者保健福祉ガイドブックによる周知をはじめとして、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員児童委員、老人クラブなどの各関係団体を通じ、あらゆる機会を活用してサービスの浸透に努めます。また、利用しやすいサービス体系に向けて、社会福祉協議会をはじめとした関係機関との協議を進めます。
- 市の公的サービス以外の民間などのサービスと整合性を図りながら、公的サービス、民間サービスを融合させて、サービスの充実を図ります。

■事業概要■

事業名	事業概要	担当部署
「食」の自立支援 (配食サービス)事業	「食」の確保や栄養の確保を図る。 老衰や心身の障がいなどにより、食事の調理が困難な概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者など	福祉課
軽度生活援助事業	草取りや家屋の簡易な修繕などの軽易な日常生活上の援助を行う。日常生活上の支援を必要とするひとり暮らし高齢者など	福祉課 ※市シルバー人材センター
生活管理指導派遣事業	社会適応が困難な高齢者に対して、日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を防止する。介護保険の要介護認定により、要支援又は要介護の認定非該当（自立）で、ひとり暮らし高齢者など	福祉課 ※市社会福祉協議会等
家事援助支援事業	介護の必要性はなく、日常生活での支援が必要な高齢者に対して、家事援助（調理、掃除、洗濯、買い物など）を行い、在宅生活を支援する。介護保険の要介護認定により、要支援又は基本チェックリスト該当者で、ひとり暮らし高齢者など（※H30年度より開始予定）	福祉課 ※市シルバー人材センター
地域デイサービス事業	高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合いの体制を推進することを目的に高齢者の通いの場を提供する住民主体による自主的な活動を支援する。	福祉課
生活管理指導短期宿泊事業	体調不良になったときなどに、特別養護老人ホームなどに短期入所して体調の回復などを図る。要介護状態となるおそれの高い虚弱な高齢者など	福祉課
緊急通報装置整備事業	高齢者の自宅に、緊急時に簡単な操作でコールセンターへ通報する緊急通報装置を設置する。日常生活上の支援を必要とするひとり暮らし高齢者など	福祉課
高齢者生きがい活動支援通所事業	通所により各種のサービスを提供することによって自立生活の助長などを図る。	福祉課 ※市社会福祉協議会
寝具類乾燥消毒サービス事業	ひとり暮らし高齢者などの寝具を乾燥消毒して衛生管理をするとともに、日常生活の負担の軽減を図る。	福祉課 ※市シルバー人材センター
介護用品給付事業	在宅の寝たきり高齢者などでおむつを必要とする者に対し、紙おむつの給付を行う。	福祉課
介護手当支給事業	在宅にて、寝たきりの高齢者などの介護している者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者の福祉の増進を図る。要介護認定で、要介護 4・5 と認定された高齢者（いずれも 6 ヶ月以上にわたり継続している者）を在宅にて介護している市民税非課税世帯の方	福祉課

住みよか住宅改造助成事業	身体機能が低下した高齢者や重度障がい者など（以下「高齢者など」という）が居住する住宅を、高齢者などに配慮した住宅に改造する事業に対して、その費用の一部補助する。世帯生計中心者の住民税および所得税が非課税の世帯。住宅に改造する事業に対して、その費用の一部を補助する。	福祉課
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊行動がみられる在宅高齢者などに、位置情報システム（GPS 機能）を利用した携帯端末機を貸与する。自宅のパソコンや携帯電話から現在位置を認識したり電話で所在地を問い合わせたり、家族に代わり委託業者に現場急行してもらうこともできる。	福祉課
福祉収集事業	可燃ごみや不燃物を戸別に収集する。親族や近隣住民の協力を得ることが困難で、所定の場所まで運ぶことが難しい在宅の高齢者や障がい者など	廃棄物対策課

■事業の見込み■

	実績値		見込み	目標値		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
「食」の自立支援（配食サービス）事業実利用者数（人）	307	317	327	350	370	390
軽度生活援助事業実利用者数（人）	33	28	50	60	70	80
生活管理指派遣事業利用者数（人）	10	11	12	15	25	35
家事援助支援事業利用者数（人）	—	—	—	20	30	40
地域デイサービス事業実施地区数（箇所）	11	13	16	18	20	22
生活管理指導短期宿泊事業実利用者数（人）	6	6	5	6	6	6
緊急通報装置整備事業新規件数（件）	35	35	45	50	50	50
高齢者生きがい活動支援通所事業登録者数（人）	74	61	70	75	80	85
寝具類乾燥消毒サービス事業実利用者数（人）	112	111	100	120	120	120
介護用品給付事業実利用者数（人）	255	261	260	260	270	280
介護手当支給事業対象者数（人）	9	10	9	10	10	10
住みよか住宅改造助成事業助成件数（件）	5	5	7	9	9	9
徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者数（人）	1	1	2	3	3	3
福祉収集事業利用件数（世帯）	17	21	25	25	30	35

(2) 福祉施設などの方向性

■現状

- 特別養護老人ホーム7か所の定員は402名ですが、介護保険制度改正により特別養護老人ホームは要介護3以上の高齢者しか入所できなくなったため、以前と比べ待機者が1/3程度に減ったものの推計で100人以上と依然として多い状況となっています。
- 認知症グループホームは10か所・19ユニットあります。認知症グループホームの待機者は多い状況ですが、施設によって待機者数にばらつきがあり以前よりは待機者は解消されています。
- 他の施設にも待機者はいますが、特別養護老人ホームや認知症グループホームほどの待機者数までには至っていません。ただ今後、特別養護老人ホームやグループホームの待機者が流入してくる可能性があります。

■課題

- 市内に設置されている特別養護老人ホームなどの介護保険施設およびグループホームには、多くの待機者がいるため、待機者の解消に努めることが必要となっています。

■平成30年度～平成32年度の取り組み方針

- 団塊世代がピークを迎える平成37年以降は高齢者数が減少傾向となることに鑑み、特別養護老人ホームなどへの待機者の解消については、福岡県が策定する高齢者保健福祉計画および福岡県介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画に基づいて、今後の福祉施設などのあり方を検討します。

【介護保険施設等入所（待機）者状況】

平成29年12月1日現在

施設名	施設数	定員数	入所者数	待機者数	備考
特別養護老人ホーム	7	402	399	326	待機者数は、複数の施設を申し込んでいる人がいるため、実数とは異なります。 ※県が平成28年4月に行った調査では、全待機者数301人に対し、重複申請を調整した結果、117人が実待機者でした。（1人あたり、平均3施設の申し込みをされている試算になります。）
ふるさとホーム		100	100	-	
ありあけ園		42	42	-	
敬和苑		50	50	-	
第二おやさと		50	50	-	
エルンテハイム		50	50	-	
よのもと		60	59	-	
第二敬和苑		50	48	-	

施設名	施設数	定員数	入所者数	待機者数	備考
地域密着型特別養護老人ホーム	1	8	8	0	待機者数は特別養後老人ホームに含む
ありあけ園		8	8	-	
介護老人保健施設	3	260	233	36	
水郷苑		100	94	-	
柳川やすらぎの里		100	84	-	
シャンティ		60	55	-	
介護療養型医療施設	1	30	23	0	
金子病院		30	23	-	
ケアハウス	2	65	61	0	
敬和苑		15	15	-	
おやさと		50	46	-	
有料老人ホーム（住宅型）	8	139	118	11	
シニアンハウスやながわ		28	21	-	
生き活き弐番館		10	9	-	
サンホーム柳川		29	21	-	
はたち		25	25	-	
ゆうゆうの森		15	13	-	
そよかぜ		13	10	-	
太一		9	9	-	
アイリス		10	10	-	
有料老人ホーム（介護付）	2	86	81	22	
さくらんぼ		30	25	-	
勝雄		56	56	-	
サービス付き高齢者向け住宅	2	45	45	7	
メディケアハウス津留		35	35	-	
和顔施はさま		10	10	-	
認知症対応型グループホーム	10	171	169	29	
ゆとり庵		18	18	-	
敬和苑		18	18	-	
第二敬和苑		18	18	-	
まほろば		9	9	-	
つくだ		18	18	-	
春		18	18	-	
ほほえみの家		18	18	-	
桜の木		18	18	-	
合歓の木		18	18	-	
生き活き参番館		18	16	-	

資料：柳川市作成

施策 6. 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が心身ともに健康で生活していけるよう、就労や生涯学習といった生きがいづくりの場・機会の充実を図ります。また、高齢者自身が地域の助けあい・支えあい活動の主体となるような取り組み支援も進めます。

(1) 老人クラブ活動への支援

■現状

- 補助金の助成を行い、老人クラブではスポーツ、社会奉仕などに活躍してもらっています。
- 地区によっては、会員数減少や会員自身の高齢化により、クラブ自体が休止状態となっています。

■課題

- 若い高齢者の入会が少ないことで後継者不足が課題となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 目的や趣味を共有するグループなど的高齢者組織の育成と、地域でのリーダーとなる人材の育成、発掘に努めるとともに、老人クラブなど高齢者組織が取り組む地域社会（コミュニティ）活動の支援を推進します。また、高齢者が自らの経験と知識を地域づくりに活かすことができるよう、社会参加の場・機会づくりを促進します。
- 会員の減少に歯止めをかけるため、若い高齢者の入会を促進します。

(2) 高齢者の就労支援

■現状

- 柳川市シルバー人材センターには約 520 名の会員が登録され、各々の会員にふさわしい仕事を企業、家庭、団体などから引き受けています。
- 柳川市シルバー人材センターは就業を通じ、地域住民の要望に身近に応え喜んでいただいています。また、会員自身が生涯現役で活躍することで健康を維持し、「健康寿命」を延ばしています。
- 総合事業参入を見据え、市と連携した家事援助研修を実施しています。
- 70 歳到達時の前期高齢者医療証交付会や 65 歳到達時の介護保険証交付会の時に会員募集と啓発を行っています。

■課題

○受注件数は伸びているものの、会員数は再雇用制度の創設および労働に対する意識の多様化などにより減少に歯止めがかかっていないことが課題となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 受託業務に支障が生じないよう会員の確保に努めます。
- 会員の経験と能力を活かすことを前提に、行政や関係機関などとの連携を図り、受託業務の開拓支援に取り組みます。
- 高齢者の多様な就業ニーズや、地域社会の日常生活に密着した臨時・短期的な仕事および軽易な仕事を提供するシルバー人材センター事業のPRや活性化を支援します。

(3) 生涯学習の充実

■現状

- 市民がどこでも学習できる機会を提供するため、公民館の講座の充実、社会教育など関係団体登録の推進、自主成人学級へ支援をしています。(社会教育団体登録数：平成 29 年度目標値 370 件、自主成人学級申請団体数 168 団体)
- 講座の開設情報や市の出前講座の活用についての情報を提供しています。
- 情報化社会に対応した学習機会を提供しています。

■課題

- 市民がどこでも学習できる機会の提供、講座に関する情報提供、情報化社会に対応した学習機会を継続して提供する必要があります。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 高齢者の多くは、さらなる向学心をもって地域で展開している生涯学習の場に参加しています。今後も、高齢者の学習意欲に応えていくための情報提供や支援を充実するとともに、多種多様な自主サークル活動を推進します。
- 生涯学習のニーズについては、自分の余暇を楽しもうとする人、地域課題の解決に取り組もうとする人、知識・技術の習得や資格の取得を目指している人など、多岐にわたっており、高齢者をはじめ、市民が豊かな人生を送れるよう、だれもがその生涯を通じて、学習したいときに学習に取り組める環境づくりを進めます。

(4) 運動・スポーツなどの交流に接する機会の充実

■現状

- 市主催の大会として、グラウンドゴルフ、ペタンク大会を1回ずつ実施しており、参加者は横ばい状況です。
- ゲートボール人口は年々減少傾向となっています。
- グラウンドゴルフも足が弱くなる（長い距離を歩けない）とペタンク（歩く距離が短い）へと移行していく傾向にあるため、全体的に高年齢化が進んでいます。
- 市老人クラブ連合会は3大スポーツ（ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク）に積極的に取り組んでおり、自身の健康維持向上に繋がっています。

■課題

- グラウンドゴルフ人口が多くなるにつれ、利用場所の確保が困難になっていることが課題となっています。

■平成30年度～平成32年度の取り組み方針

- 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康的な生活が営むことができるよう、多彩なスポーツの導入・開発を図るとともに、年齢や体力などに応じたスポーツ事業を推進し、市民の参加を促進します。
- 現在、市教育委員会および老人クラブを主体とした、3大スポーツ（ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク）や囲碁大会などを実施しており、こういった活動を広く地域住民に周知します。
- 炎天下や雨の日など天候に左右されないニュースポーツが必要と考えられるため、スポーツ推進委員などを通じ周知を図ります。

(5) 移動手段の確保

■現状

- 自家用車などを利用できない高齢者が、日々の買い物や病院へ通うことを主な利用目的として、市内を6ルートで巡回するコミュニティバス「べにばな号」を運行しています。
- 巡回するコミュニティバス「べにばな号」の平成28年度利用者数は24,836人で、年々増加傾向となっています。
- 「べにばな号」は買い物や病院への通院など高齢者の日常生活には欠かせない移動手段や高齢者同士の交流の場となっています。
- 運行していない地域や目的地の追加などの要望が増加しています。

■課題

- 「べにばな号」は高齢者の足として、どこまでの需要に応えることができるかが課題となっていますが、コミュニティバスだけでは限界があるため、これまで以上の要望に応えることが難しくなっています。
- コミュニティバスが充実することで、市内のタクシー会社との競合を調整することも課題の一つとなっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- コミュニティバス「べにばな号」のさらなる利用促進に向けた啓発と運行の見直しを進めます。

(6) ボランティア活動の促進

■現状

- ボランティア活動者の発掘、育成事業を一体的に進めるために、ボランティアセンター事業を柳川市社会福祉協議会に委託し、さまざまなボランティア活動の支援に努めています。
- 柳川市社会福祉協議会では、独自事業としてボランティア入門講座などを開催し、市民のボランティア活動の養成を行っています。また、柳川市ボランティア連絡協議会では、ボランティア団体や個人ボランティア間の情報交換や相互の交流を深めています。

■課題

- ボランティアセンターでは、ボランティアに興味のある市民は多いのですが、活動をしたい人とのマッチングができておらず、活動に結びつかないことが課題となっています。
- ボランティア活動者を養成するためにボランティア入門講座などを企画していますが、参加者数が伸び悩んでいることが課題となっています。
- ボランティア連絡協議会では、ボランティア間の情報交換や相互交流は概ね達成できているものの、会員数が増えていないことが課題となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

- 地域で活動するボランティアの育成やボランティア活動を充実させるため、柳川市社会福祉協議会との連携の強化を図り、住民へのボランティア活動に対する理解、必要性の周知を図るための啓発活動を行います。
- 高齢化がますます進むことが想定されることから、高齢者支援や障がい者支援という福祉分野で活動する人材の発掘・育成や、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える体制な

どのシステムづくりに努めるとともに、地域に密着したボランティア活動を支援します。

- ボランティアセンターでは、市民が希望のボランティアを選択し、活動できるように支援ニーズの調査を行うなど、支援ニーズの掘り起こしを行います。
- 社会福祉協議会では、気軽に、身近にできるボランティアがあることを周知するとともに、講座内容や啓発方法を工夫することに努めます。
- ボランティア連絡協議会では、ボランティア間の連携や情報を共有することのメリットを周知することに努めます。

施策 7. 安心・安全なまちづくりの推進

高齢者が安心・安全に住み慣れた地域で生活できるよう努めるとともに、交通安全や防災などの施策においても充実を図ります。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

■現状

○福岡県福祉のまちづくり条例およびバリアフリー法に基づいて整備が進められています。

■課題

○福岡県福祉のまちづくり条例およびバリアフリー法に基づいて整備を継続していくことが必要です。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

○高齢者や障がいのある人など、だれにでもやさしいまちづくりを推進するため、各種施策・事業においてユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、民間企業や市民への啓発にも努めます。

○また、高齢者が気軽に外出し、さまざまな活動に参加できるよう、今後も公共施設や歩道などのバリアフリー化を推進します。

○今後も人にやさしいまちづくりを継続して推進します。

(2) 安心・安全な暮らしの向上

ア 防犯・交通安全対策

■現状

○防犯活動については、市民、警察、行政などを中心に「安全・安心まちづくり推進協議会」が組織され、各地域で安全・安心パトロールによる見回り活動が行われています。さらに、柳川警察署と連携して、振り込め詐欺や悪徳商法などに注意するよう広報などでの呼びかけを行っています。

平成 28 年度実績は以下のとおりです。

- ・街頭啓発キャンペーン：毎月 15 日
- ・犯罪発生率：0.554
- ・人身事故発生件数：511 件

■課題

○防犯や交通安全対策を継続して実施する必要があります。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

○安全・安心パトロールによる見回り活動や、悪質商法の手口や対処法の周知を図ります。

○行政区や老人クラブなどを対象に出前講座を開催し、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取り組みます。

○交通安全活動については、高齢者が被害者あるいは加害者になることを未然に防ぐため、関係機関などとの連携強化に引き続き努めます。

○この他、安全な歩行空間の確保を考慮した道路整備を行います。

○犯罪発生率・人身事故率ともに昨年度から減少傾向にありますが、街頭啓発キャンペーンは継続します。

イ 防災対策

■現状

○避難行動要支援者個別計画作成率は 22.5%となっています。

○福祉避難所として民間施設 9 施設と協定を締結しています。

■課題

○避難行動要支援者個別計画の作成、福祉避難所の整備を継続して進める必要があります。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

○避難行動要支援者が、災害時に犠牲となるケースが多く見受けられることから、「柳川市地域防災計画」に基づき、施設・組織体制・防災基盤の整備など避難行動要支援者の安全確保・実態把握に努めます。

○大規模災害時に避難行動要援護者などの受け入れが可能となるように、社会福祉施設などと避難所確保のための協定締結を推進します。

○この他、福祉施設との連携による福祉避難所の設置や、行政区長をはじめ地域住民や民生委員児童委員、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるような自主防災組織を目的とした避難支援体制の構築を図ります。

○避難行動要支援者の個別計画作成率の上昇に努めます。

ウ 孤独死や高齢者の所在不明などへの対応

■現状

- 少子高齢化の急速な進展や人口構造の変化に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯の増加など、家庭や地域での高齢者を支える機能や活力が低下しており、近年では孤独死や高齢者の所在不明などの問題が懸念されています。
- そのため、民生委員児童委員、在宅介護支援センターなどによる独居高齢者や高齢者のみ世帯の訪問を実施しています。
- 独居、高齢者のみ世帯への有償の緊急通報装置のレンタルによる 24 時間体制のコールセンターにおける緊急時の対応や定期的な安否確認を実施しています。
- 認知症による徘徊などへの対応として、SOSネットワークの構築と迅速な対応を行っています。
- 認知症による徘徊者が出た場合を想定した地区ごとの模擬訓練を実施しています。

■課題

- 昔ながらの近所付き合いの希薄化により、民生委員児童委員、在宅介護支援センターなどの訪問だけでは限界があり、福祉サービスや訪問を拒む高齢者もいるため、見守りに支障をきたすケースも少なくないことが課題となっています。

■平成 30 年度～平成 32 年度の取り組み方針

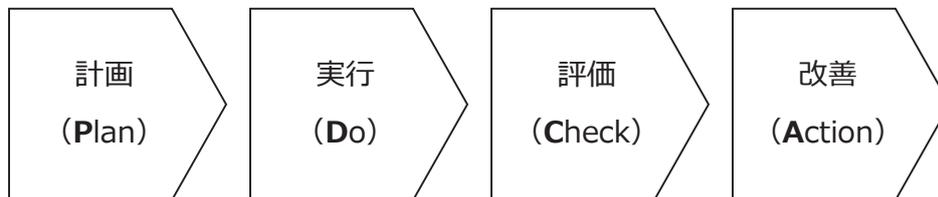
- 高齢者の孤独死や高齢者の所在不明などへの対応の充実に努めるため、地域一体となった見守り活動などの取り組みができるよう組織の充実を図ります。
- 「向こう三軒両隣」の精神を地域に再び根づかせることに努めます。
- 福祉サービスや訪問を拒む世帯との信頼関係をつくる方策を検討します。
- 徘徊模擬訓練を全 19 校区で実施できるよう、地区社協などへ訓練の必要性を働きかけます。

施策 8. 計画の進行管理

本計画の着実な推進を通して、本計画の基本理念である「高齢者のだれもが住み慣れた地域でいつまでも心豊かに暮らすことができるやさしさとおもいやりのまち 柳川」を達成するためには、各施策において設定した数値目標について、年間の達成状況ならびに進捗状況を定期的にモニタリングして、必要に応じて事業の見直しを行うPDCAサイクルの構築が必要です。

また、「柳川市高齢者保健福祉計画評価会議」を開催し、着実な計画推進体制を構築します。

【PDCAサイクル】



■達成目標一覧■

事業内容		単位	H30年度	H31年度	H32年度
施策 1	健康手帳交付	交付者数 (人)	1,000	1,000	1,000
	特定健康診査	受診率 (%)	42.0	46.0	50.0
	特定保健指導	実施率 (%)	48.5	51.0	53.0
	肺炎ウイルス検診	交付者数 (人)	260	270	280
	がん検診（胃がん）	受診率 (%)	3.7	3.8	3.9
	がん検診（肺がん）	受診率 (%)	4.5	4.6	4.7
	がん検診（大腸がん）	受診率 (%)	5.9	6.0	6.1
	がん検診（子宮頸がん）	受診率 (%)	22.0	22.5	23.0

施策 1	がん検診（乳がん）	受診率 （%）	15.0	15.5	16.0
	がん検診（前立腺がん）	受診者数 （人）	450	450	450
	健康教育	参加者数 （人）	1420	1440	1460
	健康相談	参加者数 （人）	270	270	270
	健康教室（介護予防健診）	参加者数 （人）	750	800	850
	介護予防拠点 （元気が出る学校）	実施箇所 （箇所）	1	1	1
	住民主体ミニデイサービス	実施箇所 （箇所）	2	4	6
	地域サロン （地域デイサービス）	設置箇所 （箇所）	18	20	22
	地域サロン （自主グループ）	設置箇所 （箇所）	2	3	4
	介護予防サポーター養成講座	参加者数 （人）	45	50	55
介護予防サポーター登録者	登録者数 （人）	132	157	185	
施策 3	認知症サポーター	受講者数 （人）	8,000	9,000	10,000
	認知症キャラバン・メイト	登録者数 （人）	36	38	40
	高齢者等徘徊 SOS ネットワー ク協力団体	登録団体数 （団体）	100	110	120